

特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・ ・ ・	法人名				
税 額 控 除 に 関 す る 規 定 の 該 当 条		1	震 災 特 例 法 第 17 条 の 2 ・ 震 災 特 例 法 第 17 条 の 2 の 2 ・ 震 災 特 例 法 第 17 条 の 2 の 3					
事業の内容、適用を受ける資産の所在地等		2						
資 産 区 分	種 類	3						
	構 造 、 用 途 、 設 備 の 種 類 又 は 区 分	4						
	細 目	5						
	取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8)－(9)	10						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
当 期 分	(10)のうち10％又は6％適用資産の取得価額の合計額	11	円	当 期 分	当 期 税 額 基 準 額 $(20) \times \frac{20}{100}$	21	円	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((19)と(21)のうち少ない金額)		22			
	(10)のうち14％又は7％適用資産の取得価額の合計額	13	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㊸」)		23			
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14	当 期 税 額 控 除 額 (22)－(23)		24			
	(11)及び(13)の資産以外の資産の取得価額の合計額 ((10)の合計)－(11)－(13)	15	前 期	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (21)－(22)	25			
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	16		繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (31の計)	26			
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$((11)-(12)) \times \frac{10}{100} + (12) \times \frac{6}{100}$	17	繰 越 分	同 上 の うち 当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((25)と(26)のうち少ない金額)	27		
		$((13)-(14)) \times \frac{14}{100} + (14) \times \frac{7}{100} + ((15)-(16)) \times \frac{15}{100} + (16) \times \frac{8}{100}$	18		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㊸」)	28		
		税 額 控 除 限 度 額 (17)＋(18)	19		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (27)－(28)	29		
		調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	20		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (24)＋(29)	30		
	翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
	事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当 期 控 除 可 能 額		翌 期 繰 越 額 (31)－(32)		
31		32		33				
・ ・	円		円					
・ ・					外 円			
・ ・					外			
・ ・					外			
・ ・					外			
・ ・					外			
・ ・					外			
・ ・					外			
計			(27)					
当 期 分	(19)		(22)		外			
合 計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

別表六(二十八)

令六・四・一以後終了事業年度分